

第2回 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）議事概要

I. 概要

- 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）第2回会議が、2013年9月25、26日に英国（ロンドン）で開催された。ASAF第2回会議の主な内容は、次の通り。

ASAF 第2回会議出席メンバー（2013年9月25日、26日 ロンドンIASB）

（ASAF メンバー）

組織名	出席メンバー
南アフリカ財務報告基準評議会	Kim Bromfield
欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）	Françoise Flores
英国財務報告評議会	Roger Marshall
ドイツ会計基準委員会	Liesel Knorr
スペイン会計監査協会	Ana Martínez-Pina
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）	Clement Chan
オーストラリア会計基準審議会	Kevin Stevenson 他
企業会計基準委員会（ASBJ）	西川 郁生
中国会計基準委員会	Liu Guangzhong 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ（GLASS）	Alexsandro Broedel Lopes
米国財務会計基準審議会（FASB）	Russel Golden 、 Tom Lisemeier
カナダ会計基準審議会	Linda Mezon

（IASB 参加者）

Hans Hoogervorst 議長（ASAF の議長）、Ian Mackintosh 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

ASAF 第2回会議の議題

議題	審議時間	参照ページ
開示	3.5 時間	
IASB による対応方針		P. 3
豪州会計基準委員会が公表した小論文		P. 6

概念フレームワーク（慎重性について）	1 時間	P. 9
リース	2 時間	P. 11
金融資産の減損	1 時間	P. 15
保険契約	2 時間	P. 17
マクロヘッジ活動	1 時間	P. 21

今後の日程（予定）

2013 年：12 月 5 日、6 日

2014 年：3 月、6 月、9 月、12 月

ASAF への対応

2. 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、各プロジェクトに関連する専門委員会及び ASAF 対応専門委員会において検討を行った。
3. また、2013 年 9 月 19 日に、「アジェンダ・コンサルテーションに関する協議会」が開催され、ASAF 会議への対応について意見交換が行われた。
(同協議会は、財務会計基準機構及び金融庁を事務局とし、企業会計基準委員会、日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、日本証券アナリスト協会、東京証券取引所、経済産業省、法務省をメンバーとする。なお、同協議会は「IFRS 対応方針協議会」に名称の変更を行っている。)

II. 開示¹

II-1. IASB による対応方針等

4. IASB は、財務開示の利便性と透明性の向上させる取組みの一環として、作成者、監査人、規制機関、財務諸表利用者、そして IASB との間での対話を促進する目的で、2013 年 1 月 28 日にロンドンにおいて財務報告開示に関するディスカッション・フォーラムを開催した。このフォーラムにおける議論を受け、IASB は 2013 年 5 月に IASB による対応方針を含むフィードバック文書を公表している。
5. 今回の ASAF 会議では、IASB による短期的及び長期的な対応方針及び 2013 年 9 月の IASB 会議で審議された IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の改訂提案（以下、参照）について審議が行われた。

（IASB による短期的、長期的な対応方針）

プロジェクト	予定	コメント
IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の改訂	2014 年第 1 四半期に公開草案を公表	2014 年中に最終化を予定
重要性	2014 年第 1 四半期に IASB にペーパーを提示	調査研究を開始した段階
今後公表する公開草案における開示要求提案の検討	継続中	特になし
IAS 第 1 号、第 7 号、第 8 号、財務諸表の表示リサーチ	2014 年にリサーチを予定	2015 年のアジェンダ協議提案項目とする可能性
現行基準の見直し	2014 年にリサーチを予定	同上

（IAS 第 1 号の改訂提案）

- (1) IAS 第 1 号の重要性に関するセクションにガイダンスを追加して、重要性の概念は基準又は解釈指針に示されている具体的な開示要求に適用すべきであることを明確化すべきである。重要性は、基本財務諸表と財務諸表注記の両方について評価すべきである。

¹ 本報告は、ASAF 第 2 回会議及び直近までの IASB の審議に関する資料に基づき作成されている（以下の章、同様）。

- (2) IAS 第 1 号の重要性に関するガイダンスに、重要性のない情報を開示すると有用な情報を不明瞭にする可能性がある旨を強調する文言を含めるべきである。
- (3) IAS 第 1 号の第 54 項（財政状態計算書の表示項目の表示を扱っている）を修正して、同項に列挙している表示科目は分解できること、分解により目的適合性のある情報が提供される場合には分解すべきであることを明確化すべきである。さらに、同様の修正を IAS 第 1 号の第 82 項（純損益のセクション又は計算書の表示項目を扱っている）に対しても行うべきである。
- (4) IAS 第 1 号の第 114 項（第 114 項(c)を含む）（財務諸表注記の順序を扱っている）を修正して、同項で示している順序は要求ではなく、一般的に使用される順序であることを明確化すべきである。また、IAS 第 1 号の第 113 項に、企業が財務諸表注記の順序を決定する際には理解可能性と比較可能性の両方に与える影響を検討すべきであることを強調する文言を含めるべきである。
- (5) IAS 第 1 号の第 120 項（どの会計方針を開示すべきかの識別に関するガイダンスを提供している）を修正して、法人所得税に関する会計方針の例を削除すべきである。

ASAF 会議での議論の概要

6. ASAF 会議では、IASB による対応方針について ASAF メンバーから概ね支持が示された他、主に次のような意見が示された。

（IASB による短期的、長期的な対応方針について）

- 開示要求の見直しに当たっては、財務諸表とその他の情報（MD&A を含む。）との境界について検討する他、技術革新が与える影響について考慮することが重要と考える。
- 現行基準では、会計基準で列挙されている項目について開示することが基本とされ、開示しない場合に説明することが求められる仕組みが多く用いられている。この点、開示要求の目的を示した上で、経営者が企業にとって重要(significant)な項目を検討するような枠組みにすることも可能ではないか。
- 現在、長期的な取組みとされている項目のうち一部（例：概念フレームワークの DP で示されているコミュニケーション原則）については、短期的な取組みも可能ではないか。
- 開示要求の見直しに当たっては、想定する財務諸表利用者について一層の検討が

必要ではないか。

(IAS 第 1 号の改訂提案について)

- 「最低限(as a minimum)」とされている記載について、企業において重要性の判断を踏まえ、個別に検討が必要である旨を強調すべきではないか。
- 会計方針の注記について、会計基準の要約は有用性に乏しい。このため、会計基準に選択肢が認められていたり、会計基準に明確な会計処理の規定がない場合に限って記載するようにしてはどうか。

ASBJ の発言要旨

7. 本件について、ASBJ からは、主に次の発言を行っている。

- 開示の量及び質の改善に向けた IASB の取り組みを歓迎する。
- 提案されている IAS 第 1 号の「重要性」に関する修正は、マインド・セットの変更にある程度効果はあるものの、これだけでは実務は変わらないのではないか。この点について、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) や証券監督者国際機構 (IOSCO) との共同作業について期待したい。
- 純債務の調整表については、特定の地域から強い要請が寄せられていることは承知しているが、当該要請が世界的に共通したものかについて明らかでない。このため、開示要求を提案するにあたっては、十分な調査が必要と考える。

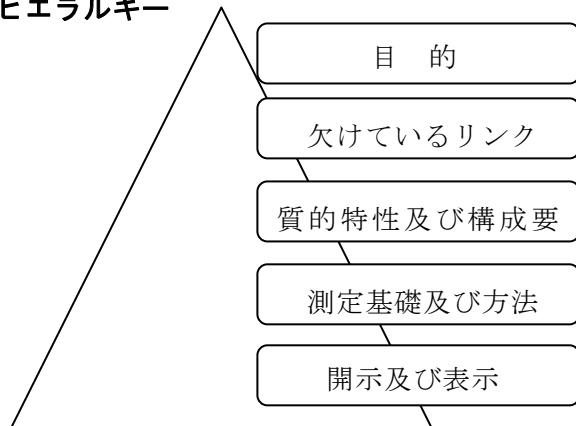
その他

8. 純債務の調整表については、主に欧州の代表からは肯定的な見解が示された一方、他の地域の代表からは、慎重な見解が示された。また、IASB 関係者から、現行実務に乖離がある旨が指摘された上で、次の 2 つの方法が考えられる旨が説明された。
- (1) 純債務の調整表の開示要求を新設する方法
 - (2) 純債務の調整表を開示する場合には所定の方法に従う必要があるとする要求事項を設ける方法

II-2. 豪州会計基準委員会による開示に関する小論文

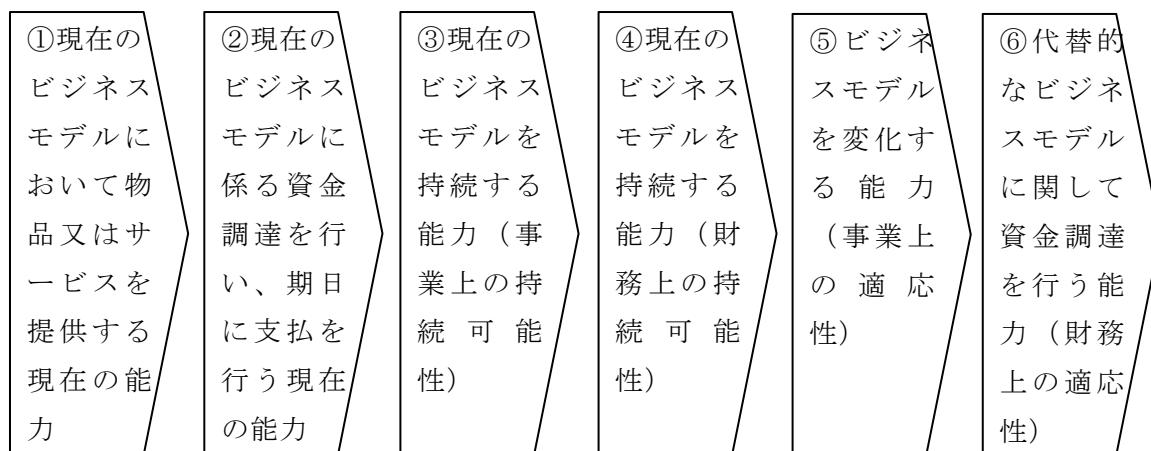
9. 豪州会計基準委員会（AASB）は、2013年8月に小論文 AASB Essay 2013-1「経済的意思決定の目的から開示及び表示フレームワークへの道筋の再検討（Rethinking the Path from an Objective of Economic Decision Making to a Disclosure and Presentation Framework）」を公表した。
10. 小論文では、概念フレームワークの目的レベルとそれよりも下位のレベルの間に“欠けているリンク（Missing link）”が存在しており、そのギャップを埋めることを主張している。企業の”経済状態”に焦点を当てており、質的特性、構成要素及び測定に関する概念を検討する前に、企業の一般的な特徴を識別すべきとしている。

図表1 再構築後のフレームワークのヒエラルキー



11. 小論文において、“ストック”は、ある時点における企業の累積したポジション、属性又は地位（accumulated positions, attributes or standings of an entity）、“フロー”は、ある期間におけるストックの変動とされている。以下の6つのストックは、財務諸表を利用する際に利用者がアクセスしたいと考えられるものを表している。

図表 2 ストックの種類



12. 小論文は、利益はストックの変動の一部分だけしか表していないことから、利益に過度に焦点を当てるなどを批判的に捉えており、すべての主要なストックの変動であるフローを表すことが有用と主張している。
13. 小論文では、基準設定主体は、開示がストック、フロー及びそれらの相互関係を適切に記述しているか検討する必要があると主張している。現行の IFRS は、主に企業が物品又はサービスを提供する能力に関する開示が要求されているが、それらは包括的でなく、また、持続可能かどうか、持続可能でない場合に適応できるか（図表 2 の③から⑥に該当する部分）に対して直接的に適合していないと分析している。

ASAF 会議での議論の概要

14. ASAF 会議では、小論文の取組みについて評価が示された上で、主に次のような意見が示された。

- 財務報告の目的は、財務諸表利用者が意思決定をするに当たって有用な情報を提供することとされているが、有用とされている情報には他の報告書によって提供されているものが含まれる。このため、財務報告の境界線について一層の明確化を図ることが重要と考える。
- 財務報告において、財務諸表は検証可能な情報な過去の情報を提供するものであるべきと考える。
- 図表 2 の③から⑥に該当する情報は将来志向的な情報と考えられる。この点、財

務諸表が達成すべき目的との関係で、事業上の能力と資金調達を行う能力の相違について明確化が必要ではないか。

- 概念フレームワークにおいて、将来キャッシュ・フローの金額・時期及び不確実性に関する企業の見通しを評価するための情報を提供することが一般目的の財務報告の目的とされているが、関係者によっては、これが狭義に理解されているのではないか。

ASBJ の発言要旨

15. 本件について、ASBJ からは、主に次の発言を行っている。

- 提案されているストック及びフローに関する情報は、必ずしも財務報告のみから得られるものではなく、利用者は他の情報源から情報を収集していると考えられ、すべての情報を財務報告に求めることは難しい。財務報告においては、より事実に基づいた成果を報告すべきと考えている。
- 小論文の提案に沿って、現在の事業モデルにおいて物品又はサービスを提供する現在の能力や事業モデルを維持する能力を報告する場合には、その報告に経営者の能力や企業における人的資源が含まれうる。このようなものを資産として認識することは困難である。

その他

16. IASB 関係者からは、次のようなコメントが示された。

- (1) 財務報告の目的との関係で、図表 2 の①と②は財務報告が果たすべき役割に含まれると考えられるが、⑤・⑥についてはその枠外と考えられ、③・④についても明確でないと考えられる。
- (2) ストックとフローの関係では、フローにより重きを置くべきではないか。

III. 概念フレームワーク（慎重性）

17. IASB は、2010 年に「財務報告に関する概念フレームワーク」第 1 章（一般目的財務報告の目的）及び第 3 章（有用な財務情報の質的特性）を公表している。IASB は、概念フレームワークの見直しに当たって、第 1 章及び第 3 章について大幅な見直しを行うことを予定していないが、2013 年 7 月に公表されたディスカッショナ・ペーパー (DP) の第 9 章（その他の論点）において慎重性に関する議論が記載されている。
18. 慎重性については、その考え方について理解が整合していない旨が指摘されており、2012 年 9 月に IASB フーガーホースト議長が「慎重性の概念—死んでいるのか生きているのか (The Concept of Prudence: dead or alive?)」と題するスピーチを行っている。また、欧州では、慎重性の考え方を概念フレームワークに改めて明示すべきかについて議論が行われており、2013 年 4 月に欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) から Bulletin 「より良いフレームワークを目指して—慎重性 (Prudence)」が公表されている。こうした背景を踏まえ、今回の ASAF 会議において、これに関する議論が行われた。

ASAF 会議での議論の概要

19. ASAF 会議では、主に次のような意見が示された。

- 2010 年の概念フレームワークの見直しにおいて「慎重性」の考え方を削除したことによって、想定外の影響が生じている印象がある。別の用語の方が良いかもしれないが、慎重性の考え方は基準設定において有用なツールと考えられる。
- 「慎重性」は、「中立性」と相反する可能性があるとして削除されており、これを復活させることは必要でない。
- 「慎重性」が何を意味して、何を意味しないかについて明確化することには一定の意味があると考えるが、「慎重性」は「有用性」を超越すべき概念でない。
- 「慎重性」と「信頼性」は相互に密接な関係があり、信頼性の概念についても概念フレームワークに復活させるべきと考える。

ASBJ の発言要旨

20. 本件について、ASBJ からは、主に次の発言を行っている。

- 「慎重性」は、現行の会計基準においても当然のように考慮されている要素であり、本文に復活させるか、少なくとも「有用な財務情報における質的特性」の結

論の背景を修正すべきと考える。仮に IASB が将来、見直し後の概念フレームワークと現行基準との整合性を確認しようとする場合、慎重性の考え方を復活させることは、現行基準の説明を容易にすることにもつながると考えられる。

その他

21. IASB 関係者からは、次のようなコメントが示された。
 - (1) 「慎重性」については、「用心深さ (caution)」といった用語を含め、適切な用語を検討した上で、何らかの形で概念フレームワークにその考え方を記述することが必要と考えている。
 - (2) 「慎重性」の考え方を復活させるべきと主張している者が、単純にそれだけを言っているのか、公正価値測定の範囲を狭めようとして主張しているのかが定かでない。

IV. リース

22. IASB 及び FASB は 2006 年より共同して、リースに関する会計基準の改正作業を行っている。IASB 及び FASB は、本年 5 月 16 日に改訂公開草案（コメント期限：9 月 13 日）を公表している。現在の IAS 第 17 号「リース」では、リース契約についてファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類するとされているが、ED では、これを借手が使用権の資産計上を行うモデル（現在のオペレーティング・リースの資産計上）に変更することを提案している。ASBJ は、2013 年 9 月にコメントレターを IASB 及び FASB に提出している。
23. 改訂公開草案では、借手の会計モデルについては、主に以下の提案がされている。
- (1) 借手は、短期リースを除き、すべてのリースについてオンバランス処理する。すなわち、資産（使用権資産）と負債（リース負債）を認識する。
 - (2) オンバランスされる資産と負債の金額は、解約不能期間に関するリース料を基礎として測定し、一定の場合、延長オプション期間に係るリース料も考慮される。
 - (3) 認識されたリースについては、2 つの会計処理パターンが設けられている。

	対象となるリース	費用処理パターン	PL の表示
タイプ A	設備/車両等のリースの大部 分	期間にわたり遅減	償却費、利息費用
タイプ B	不動産のリースの大部分	期間にわたり定額	リース費用

24. また、貸手の会計モデルについては、主に以下の提案がされている。
- (1) 貸手のリースのタイプに応じて、収益の認識パターン及び BS に認識される資産が異なる。タイプ B については、いわゆる賃貸借処理と同様である。

	対象となるリース	収益認識パターン	BS 上の資産
タイプ A	設備/車両等のリースの大部 分	リース開始時に認識	リース債権、残存資産
タイプ B	不動産のリースの大部分	期間にわたり定額で認識 (通常は定額)	原資産

ASAF 会議での議論の概要

25. ASAF 会議では、IASB スタッフより、冒頭、これまで実施されたアウトローチで聞かれた意見の概要が紹介された。
- (1) 投資家からは、特にオンバランスとすることについて広く支持が示されている。

- (2) コストを把握するために作成者のフィールドテストを行っている。関係者からは、複雑性の増加に懸念が示されている他、リース期間の考え方、変動リース料、開示等についてコメントが寄せられている。
26. また、FASB より、FASB の投資家諮問委員会から、改訂公開草案で提案されているリース資産・負債の測定方法が適切でなく、オンバランスされる資産・負債を調整計算するのに追加的なコストが掛かるとの懸念が示されているが、どのような測定方法が望まれるかについては統一的な見解は示されていない旨の紹介があった。

27. ASAF 会議では、主に次のような意見が示された。

(借手・貸手の会計モデル)

- 2つの会計処理パターンを設けるのではなく、2010 年の公開草案で示した会計処理パターンを基準が対象とするすべてのリースに適用することを支持する。
- 2つの会計処理パターンを設けることを支持する。但し、稼働部分の一部については特定された資産となりえないという提案に同意しないという見解や、サービスが含まれる契約全体についてリース契約として会計処理することが要求される点についてガイダンスを必要という見解もある。
- 仮に 2つの会計処理パターンを設けるとすれば、IAS 第 17 号の規準によるべきではないか。
- 提案されたリース会計モデルについては適切な母集団を対象とした上で、費用対効果の観点から、より単純な結果となる方法を模索することが必要と考える。リース契約の半分程度は、リース期間が 5 年以内との調査データもあり、リース期間が 1 年以内の短期リースだけを適用除外とするだけでは不十分と考える。
- 使用権モデル自体は支持するが、2つの会計処理パターンを設けることは、概念的な基礎に欠ける他、比較可能性を低下させることから支持しない。このため、単一のモデルにするか、IAS 第 17 号を最小限改正するかの方向で再審議を行うべき。
- 適切な母集団とすることが確保される限り、1 年以内のリース期間の短期リースに認めている適用除外規定を拡充すべき（例えば、一定の金額や非中核資産を規準とする）との見解があるが、この点についてどのように考えるか（これに対して、ASAF メンバーから賛否が示された。）

(測定方法)

- 延長オプション等をリース期間に含むか否かの評価にあたって、「合理的に確実(reasonably certain)」か否かを規準とすべきと考える。当該評価は主観的な判断だけによらず、客觀性を求めるべきと考える。
- リース期間について再評価を行うことは煩雑であり、不要とすべきではないか。
- 米国で開催した円卓会議において、「重大な経済的インセンティブ」と「合理的に保証される(reasonably assured)」や「合理的に確実」とが同じレベルと考えるかと会計事務所からの代表者に質問したところ、異なる判断になるとの回答があった。

(適用範囲)

- リース要素とサービス要素の双方が契約に含まれており、当該契約に観察可能価格がない場合、それはリース要素がサービス要素と不可分として市場で取引されていることを示しているといえるのではないか。
- 借手において、リース要素とサービス要素に観察可能な価格がない場合でも、リース要素を見積って、別個に処理することができるようすべきではないか。

(その他)

- 特に中小の会社にとって、提案されている方法は手間が掛かる他、リース資産・負債がオンバランスとなることで金利が引き上げられる等の影響があり得るため、十分な準備期間が必要である。
- 経過措置については、将来に向かった適用とすることを含め、一層の単純化が望まれる。また、開示要求は、借手・貸手とも過剰でないか。

ASBJ の発言要旨

28. 本件について、ASBJ からは、主に次の発言を行っている。

(借手・貸手の会計モデル)

- リースに関する財務情報を改善するというリース・プロジェクトの目的を支持する。また、貸手について 2 つの会計処理パターンを設けることを支持するが、借手について 2 つの会計処理パターンが必要かについて定かでない。さらに、短期リースについて適用除外とされているが、これによって費用対効果のバランスが維持されているか定かでなく、関係者からは強い懸念が示されている。このため、費用対効果が見合うよう境界線を見出すことを期待する。

- 貸手の会計処理については残存資産のリスク便益への関与度を考慮し、収益認識が適切かの観点から検討がされるべきである。

(測定方法)

- 延長オプション等をリース期間に含むか否かの評価にあたって「合理的に確実(reasonably certain)」か否かを規準とすべきと考える。また、変動リース契約に関連して、実質的な固定支払の範囲が明確でない。概念フレームワークの検討によって将来的に見直しが必要となるかもしれないが、現時点においては、企業が信頼性をもって見積ることができる場合、変動リース料を測定に含めるべきと考える。

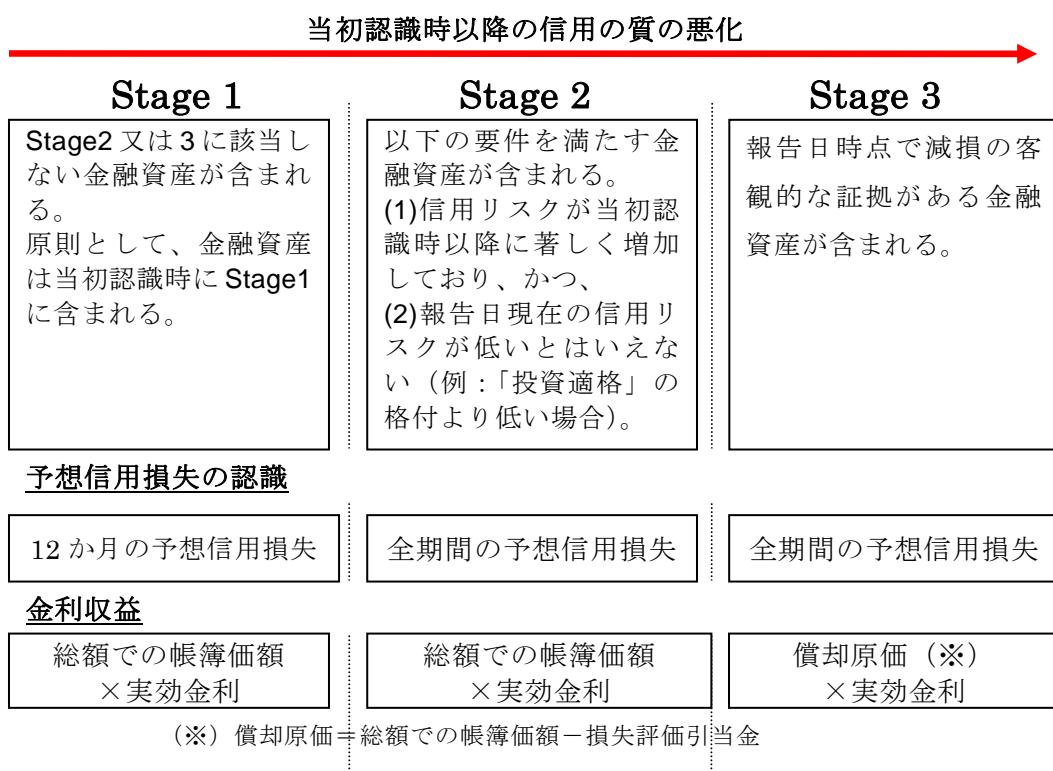
(適用範囲)

- 借手においてリース要素とサービス要素に観察可能な価格がない場合、それらすべてをリース要素として会計処理する提案に反対である。こうした場合、いずれの要素が主要かによってリース契約として処理すべきかを判断する方法を提案する。

V. 金融商品（減損）

29. IASB 及び FASB は、世界的な金融危機から生じた問題への対処の一貫として、金融商品（減損）について見直しを行っている。IASB と FASB は、2012 年 7 月まで共通の減損モデルを開発するために共同審議を続けてきたが、別個の減損モデルを開発する方向で改訂公開草案をそれぞれ公表している。
30. IASB の改訂公開草案では、当初認識時以降の信用の質の悪化の程度に基いて、異なる手法の減損認識を行うことが提案されている。当該モデル（3 ステージモデル）では、当初認識時における信用リスクは、金融資産の価格付け（契約金利の決定等）に反映されており、その後の信用リスクの変化に応じて減損認識の手法を変えるべきである、という考え方が基礎にある。IASB が提案する 3 ステージモデルの概要は、次の通り。

図表 3：3 ステージモデルの概要



31. 今回の会議では、2013 年 9 月の IASB 会議で使用予定のペーパーをベースに、延滞情報以外の定性的要因に対する減損モデルの反応度について議論された。なお、2013 年 9 月の会議において、IASB は、3 ステージモデルの目的²を明確化すると

² 3 ステージモデルの目的は、信用リスクが著しく増大しているすべての金融商品に係る全期間の予想信用損失を認識すること（個別であれポートフォリオのベースであれ）であり、すべての合理的で裏付け可能な情報（過大なコスト又は労力なしに利用可能な将来予測的な情報を含む）を検討する必要がある。

もに、意図を反映するための設例を含めることを暫定的に決定している。

32. IASB 関係者からは、次のようなコメントが示された。

- (1) 関係者からは、改訂公開草案に対して全般的に支持が示されている他、早期に基準化することが要請されている。
- (2) IASB は、2013 年下期に審議を終了し、2014 年上期中に最終化することを予定している。

ASAF 会議での議論の概要

33. ASAF 会議では、延滞情報以外の定性的要因に対する減損モデルの反応度に関する IASB の暫定決定について質疑がされた他、3 ステージモデルの目的を明示するとともに設例を設けるという IASB の暫定決定に支持が示された。

ASBJ の発言要旨

34. 本件について、ASBJ からは、主に次の発言を行っている。

- 延滞情報以外の定性的要因に対する減損モデルの反応度に関して、基準で詳細に手法を記述することは困難であると考えており、IASB の暫定決定を概ね支持する。

VI. 保険契約

35. IASB は、保険契約について、これまでディスカッション・ペーパーや公開草案の公表を含め検討を続けてきたが、2013 年 6 月、インプットを求める対象を絞った改訂公開草案（コメント：2013 年 10 月 25 日）を公表している。
36. 改訂公開草案では、2010 年公開草案の提案に加えた重要な変更点だけに関係者からのインプットを求めるため、対象を絞った 7 つの質問が設けられている。改訂公開草案は、変更により利用者にとってさらに複雑性が生じるのかどうかを理解し、作成者にとっての運用上のコストの発生要因について洞察を得ることを目的としており、具体的には次の領域に関して質問が設けられている。

論点		改訂公開草案における質問の対象 ³
測定	将来のサービスに関する未稼得利益の変動の影響の報告	(質問 1) 将来のカバー及び他の将来のサービスに関する将来 CF の現在価値の見積りの変更について、契約上のサービス・マージンを調整すること
	基礎項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される CF	(質問 2) 契約が企業に基礎項目の保有を要求し当該基礎項目に対するリターンへの連動を定めている場合には、企業は、所定の測定及び表示の例外を適用すること
表示	保険契約の収益及び費用	(質問 3) すべての保険契約について収益及び費用を純損益及びその他の包括利益計算書に表示すること
	金利費用	(質問 4) 貨幣の時間価値を反映するための金利費用の純損益表示を、償却原価で測定する金融商品に適用されるのと同様のアプローチを用いて行い、割引率の変更の影響はその他の包括利益に認識すること
経過措置	新基準の初度適用	(質問 5) 実務上可能な場合には本基準案を遡及適用し、そう

³ 上記以外に、要求事項案のコストとベネフィットに関する質問（質問 6）と、要求事項案の文言の明瞭性に関する質問（質問 7）が設けられている。

		でない場合には修正遡及アプローチを適用すること
--	--	-------------------------

ASAF 会議での議論の概要

37. ASAF 会議では、改訂公開草案に対してこれまでに寄せられている意見の概要が紹介された上で、意見交換が行われた。会議では、主に次のような意見が示された。

(契約上のサービス・マージンの処理)

- 契約上のサービス・マージンをアンロックするという改訂公開草案の提案を支持する。
- リスク調整のうち、将来キャッシュ・フローの見積額の変動による部分は、契約上のサービス・マージンと同様にアンロックすべきと考える。
- 米国でも、生命保険会社からはアンロックに対する支持が示されている。

(基礎項目のリターンに直接連動することが予想される CF を含む契約)

- 提案されている例外的な処理によって複雑性が増すことが懸念されている。また、質問 4 とも関連するが、OCI による表示はある事業には適切である一方、それ以外の事業には適切でないかもしれない。このため、会計上のミスマッチを解消する等のために FV-PL を選択肢とすることを提案する。
- 提案されている例外的な処理によってインデックス・リンク型の商品には対応できるかもしれないが、基礎項目を保有することが要求されていないが、規制上の要請によって、保有することが実質的に要請されるような場合に対応していない。

(保険契約収益・費用の表示)

- 保険収益・費用の表示に関する IASB の提案は、合理的な提案と考える。
- 要約サービス・マージン方式で良いという見解や総額表示によって比較可能性が高まるという見解を含め、異なる見解が示されている。
- 生命保険会社からは、期日到来保険料アプローチが支持されている。

(割引率の変動の影響の表示)

- 会計上のミスマッチに対応するため、OCI 表示を許容する方法を支持する。
- 無制限に OCI 表示を許容することには反対であり、客観可能な証拠や文書化が必要と考える。

- 比較可能性の観点から OCI 表示を許容することには懸念がある。また、割引率の変動の影響を OCI に表示することで、純利益と OCI の区分が複雑になっている。
 - 本来、金利と物価水準は相関関係にあるが、割引率の変動の影響を OCI に表示する提案によると両者が別個に表示されるため、会計上のミスマッチが創出される。このため、割引率の変動の影響を OCI に表示する提案を支持しない。但し、仮に再測定の影響の全てを純損益に表示することにしない場合、純利益に表示することが許容されるべきと考える。
- (経過措置等)
- 新システムの導入が必要になるため、経過措置は 3 年程度必要と考える。
 - 保険契約の基準が最終化された場合、早期適用が認められるべきと考える。
 - 保険契約の会計基準については IFRS 第 9 号「金融商品」の発効時期と平仄を合わせるべきだが、仮に IFRS 第 9 号が先行適用される場合、公正価値オプションについて再指定が許容されるべき。
 - 経過措置については許容可能と考える。
 - IASB と FASB との間でコンバージェンスが図られることが望まれる。
 - 信頼水準の開示は費用対効果の観点から見合わないと考えられる。
 - 自己資本規制への影響について開示が必要であるなら、保険だけでなく、一般的に開示を要求すべきではないか。

ASBJ の発言要旨

38. 本件について、ASBJ からは、主に次の発言を行っている。

(契約上のサービス・マージンの処理)

- アンロックを支持するか否かについて、多くの者がアンロックを支持しているが、現段階では FASB の提案とその背景を比較しつつ検討を進めている。

(基礎項目のリターンに直接連動することが予想される CF を含む契約)

- どこまでが提案されている例外処理の対象となるか、またその場合の会計処理を含め、提案されている例外処理の内容が定かでない。

(保険契約収益・費用の表示)

- 保険契約収益・費用について総額表示とすることを支持するが、提案されている表示方法が適切か定かでない。また、投資要素については表示から除くとしても、提案されている方法は対象が広すぎると考えられる。

その他

39. IASB 関係者からは、次のようなコメントが示された。

- (1) 契約サービス・マージンの処理について、今回の会議では、アンロックに一般的に支持が示されたと考える。
- (2) 仮に公正価値オプションのようなものが認められるのであれば、会計上のミスマッチの懸念についてはそれで可能かもしれない。その場合、所謂ミラーリング・アプローチは必要と考えるか。

VII. マクロヘッジ会計について

40. 現在、IASB は、金融商品会計（IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」）の改訂作業の一環において、マクロヘッジ会計の検討を開始したが、その後、概念的・技術的に難しい論点を含むことから、2012 年 5 月 IASB 会議にて IFRS 第 9 号「金融商品」の検討から切り離すことを決定した。IASB は、現在、ポートフォリオ再評価アプローチ中心に検討中であり、今後、2013 年第 4 四半期にディスカッション・ペーパーを公表することを予定している。
41. マクロとは、「オープンポートフォリオ」を指す。例えば、銀行では、通常、モーゲージ、流動性預金などの金融商品をポートフォリオとして管理しており、その中身は、新規実行、(期限前) 償還などにより時々刻々と変化する「オープン」な状態にある。
42. IAS 第 39 号の基本的なヘッジ会計は、ヘッジ対象・ヘッジ手段の紐付き関係が指定され、中身が変わらない静的なリスク管理が前提になっている。このため、時々刻々と変化するオープンポートフォリオへの適用が困難となっている。また、IAS 第 39 号では、金利リスクのポートフォリオヘッジに対するヘッジ活動を表現するための特別な会計処理を設けているが、例えば、差分（ネット）の金額をヘッジ対象とすることを認めていない、要求払預金は公正価値ヘッジの対象として認められていない、など、リスク管理と会計が乖離しているとの批判を一部から受けている。このような問題を解決するため、オープンポートフォリオに適用される会計処理の開発が従来から必要とされていた。
43. 上記の問題認識を受け、IASB では、マクロヘッジ会計の見直しにあたって、次のような「(リスクに基づく) ポートフォリオ再評価アプローチ (Portfolio revaluation approach (by risk))」を採用する方向で検討している。

- ✓ ネット・ベースでのヘッジ指定を認める。
- ✓ 貸出や預金などのオープンポートフォリオを、ヘッジ対象リスクに関して継続的に再評価し、再評価差額を純損益に認識する⁴。ヘッジ手段であるデリバティブは純損益を通じた公正価値測定 (FVPL) であるため、結果として、マクロヘッジ活動の成否が純損益上で表現される。
- ✓ ヘッジ対象リスクに関する再評価にあたっては、取引相手の行動に依拠するモデル（コア預金モデルなど）に基づいたポートフォリオの再評価を認める。

44. このアプローチは、差分を生み出す資産・負債を、管理対象リスクに関して再評

⁴ 2013 年 7 月の IASB 会議では、再評価差額をその他の包括利益とする案も検討されている。

価して、その再評価差額をベースとなる測定に加減するアプローチであり、対象となる商品項目を公正価値で再評価するのとは異なる。ポートフォリオ再評価アプローチを管理対象リスクに係る商品項目すべてに適用する場合⁵、このアプローチによる再評価調整額には、ヘッジ部分・非ヘッジ部分の両方が含まれる。このため、再評価調整額とヘッジ手段の損益の相殺後の残額には、ヘッジ活動の非有効部分の他、非ヘッジを選択したことによる成果の両方が含まれることになる。

ASAF 会議での議論の概要

45. ASAF 会議では、多数の者からプロジェクト開始への支持が示された上で、主に次のような意見や質問が示された。

- 金利と信用リスクとは連動関係にあるが、金利リスクを現在価値評価する場合、信用リスク、為替リスク等との関係について検討が必要ではないか。
- 金利リスクを現在価値評価する場合、期限前返済条項付きの金融商品や要求払預金について、契約ベースで評価するか、予想ベースで評価するかについて明確化が必要でないか。
- 金利リスクを現在価値評価するとしても、金融資産・負債に関する満期分析の表に関する注記が必要ではないか。
- 米国においては、一般ヘッジについて検討を要望する見解が示されているが、マクロヘッジについては特段の要請は示されていない。但し、マクロヘッジ会計の適用にあたって、どのような要件とするか、要件充足の証明方法、それが変化した時にどのように処理すべきか等について検討が必要と考える。
- 石油等の商品の価格変動リスクも対象とすることについて検討が必要ではないか。
- ポートフォリオ再評価アプローチといつても、一部のリスク要素のみを処理の対象としているため、名称について再検討すべきではないか。
- 固定金利のエクスポージャーを対象すべきかが明確でないが、適用範囲を会計上のミスマッチが生じている部分に限定することも一案ではないか。

⁵ なお、このアプローチの適用範囲の可能性について、2013年5月IASB会議で検討されている。

ASBJ の発言要旨

46. 本件について、ASBJ からは、主に次の発言を行っている。

- 一部の関係者からは、マクロヘッジ会計の提案について全面公正価値評価と類似するものとして警戒するような見解が示されている。しかし、現行のヘッジ会計が十分でないという見解を踏まえ、まずは金利リスクに焦点を当てて諸論点について検討を進めていくことを支持する。

その他

47. IASB 関係者からは、次のようなコメントが示された。

- (1) 本プロジェクトにおいては、どの部分をヘッジ関係として捉えるかが重要であり、範囲設定(scoping)が極めて重要である。
- (2) ディスカッション・ペーパーについては、180 日をコメント期間として、2013 年末から 2014 年初旬に公表することを予定している。

以 上